

別紙 1

〈開示請求の内容〉

司法又は行政警察活動のための顔識別技術の利用にかかる、以下①ないし⑤のいずれかに該当する文書全て

- ① 同技術の配備に関する決定並びにその理由及び背景を説明する文書
- ② 同技術の利用に関するルールを記載した運用基準、指針及び手順書などの文書
- ③ 同技術の利用について作成された記録
- ④ 同技術の利用に対する事後監査の対象、手続き及び結果を記載した文書
- ⑤ 画像や映像の撮影、送受信、管理、変換、分析、照合及び解析に利用する資機材の調達費用にかかる予算請求の詳細を記載した文書、仕様書並びに調達契約書等の調達の詳細を記載した文書

別紙 2

<公文書の件名>

- 1 賃貸借契約書（契約日令和○年○月○日、契約番号○○号、契約件名「三次元画像撮影装置の借入れ」）
- 2 警視庁被疑者写真取扱要綱の全部改正について（平成21年3月31日付通達甲（刑．鑑．写閲）第3号）
- 3 鑑識眼（NO. 477、資料令和5年10月17日「3D被疑者写真を適切に撮影しましょう！」）
- 4 鑑識眼（NO. 485、資料令和6年4月11日「3D被疑者画像の受領と鑑定嘱託までの流れ」）
- 5 賃貸借契約書（契約日令和○年○月○日、契約番号第○○号、契約件名「三次元画像解析システムの借入れ」）
- 6 賃貸借契約書（契約日令和○年○月○日、契約番号第○○号、契約件名「人工知能識別装置の借入れ」）
- 7 賃貸借契約書（契約日令和○年○月○日、契約番号第○○号、契約件名「画像検索システム機器の借入れ」）
- 8 画像検索システム運用内規の制定について（令和3年3月18日付所長達乙（支．情分）第4号）
- 9 警察共通基盤システムによる被疑者写真照会業務における画像検索機能照会実施細則の制定について（通達）（令和5年12月15日付警察庁丁支発第151号ほか）
- 10 警察共通基盤システムによる被疑者写真照会業務における画像検索機能照会に関する運用内規の制定について（令和6年3月28日付所長達乙（支．情分）第5号）
- 11 令和6年度 新規事業予算要求項目書（●●の整備に関するもの）
- 12 賃貸借契約書（契約日令和○年○月○日、契約番号第○○号、契約件名「●●機器の借入れ」）

（●●は不開示情報を示す。）

別紙 3

<不開示部分及び理由>

1 賃貸借契約書

不開示部分	根拠規定	不開示理由
警察職員の印影（管理職を除く。）	東京都情報公開条例 第7条第2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。
	東京都情報公開条例 第7条第4号	公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
賃貸借契約書の賃貸人の印影	東京都情報公開条例 第7条第4号	公にすることにより、本件契約の装置又は機器（以下「装置」という。）に係る賃貸人である法人が明らかとなり、当該装置に係る情報収集を容易にし、犯罪を企図する者等による妨害等の対抗措置を執られることのほか、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	東京都情報公開条例 第7条第6号	公にすることにより、本件装置に係る賃貸人である法人が明らかとなり、当該装置に係る情報収集を容易にし、犯罪を企図する者等による妨害等の対抗措置を執られるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
賃貸借契約書の賃貸人の住所、名称及び代表者氏名	東京都情報公開条例 第7条第4号	公にすることにより、本件装置に係る賃貸人である法人が明らかとなり、当該装置に係る情報収集を容易にし、犯罪を企図する者等による妨害等の対抗措置を執られるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	東京都情報公開条例 第7条第6号	公にすることにより、本件装置に係る賃貸人である法人が明らかとなり、当該装置に係る情報収集を容易にし、犯罪を企図する者等による妨害等の対抗措置を執られるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

不開示部分	根拠規定	不開示理由
○ 契約件名の不開示とした部分 ○ 機器明細表の不開示とした部分 ○ 仕様書のうち、 ・ 「1 件名」の不開示とした部分 ・ 「2 装置名・数量・規格等」の不開示 ・ 「5 内容」の不開示とした部分 ・ 「機能仕様書」の不開示とした部分 ・ 「機器明細表」及び「機器明細書」の不開示とした部分 ・ 「機能要件（共通）」の不開示とした部分 ・ 「運用保守要件」の不開示とした部分 ・ 「性能基準書」の不開示とした部分 ・ 「システム概要」及び「システム全体構成図」の不開示とした部分 ・ 「管理票フォーマット」の不開示とした部分（警察電話の内線番号を除く。）	東京都情報公開条例第7条第4号	本件装置の製造元、製品名等のほか、当該装置を構成する機能、性能、使用機器等の情報が一体として記載されており、公にすることにより、犯罪を企図する者等によって、当該装置の分析が容易となり、妨害等の対抗措置を執られるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	東京都情報公開条例第7条第6号	公にすることにより、犯罪を企図する者等によって、当該装置の分析が容易となり、妨害等の対抗措置を執られるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
仕様書のうち、「4 借入場所」の不開示とした部分	東京都情報公開条例第7条第4号	公にすることにより、本件装置の設置場所に関する情報が明らかとなり、犯罪を企図する者の不法行為を容易にするなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	東京都情報公開条例第7条第6号	公にすることにより、本件装置の設置場所に関する情報が明らかとなり、妨害等の対抗措置を執られるなど、新たな体制構築が必要になることから、効果的な警察運営及び活動が阻害され、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

不開示部分	根拠規定	不開示理由
警察電話の内線番号	東京都情報公開条例 第7条第6号	公にすることにより、警察関係者以外の者が当該番号宛に頻繁に電話をかけるなどして、警察業務に必要な指示・連絡や重要突発事案、緊急事態への対応等における警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

2 警視庁被疑者写真取扱要綱の全部改正について

不開示部分	根拠規定	不開示理由
「第6被疑者写真身上記録の作成及び被疑者写真記録の送信」の表の入力事項で不開示とした部分 「第10被疑者写真照会」の表の入力事項で不開示とした部分	東京都情報公開条例 第7条第4号	公にすることにより、警視庁で保管している被疑者写真の身体的特徴等の具体的な着眼点が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者等が犯罪捜査に対する妨害等の対抗措置を執るなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

3 鑑識眼

不開示部分	根拠規定	不開示理由
警察電話の内線番号	東京都情報公開条例 第7条第6号	公にすることにより、警察関係者以外の者が当該番号宛に頻繁に電話をかけるなどして、警察事務に必要な指示・連絡や重要突発事案、緊急事態への対応等における警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
上記以外の不開示とした部分	東京都情報公開条例 第7条第4号	公にすることにより、被疑者写真の撮影及び画像鑑定の具体的な手法、着眼点等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者等が犯罪捜査に対する妨害等の対抗措置を執るなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

4 画像検索システム運用内規の制定について

不開示部分	根拠規定	不開示理由
全ての不開示とした部分	東京都情報公開条例 第7条第4号	本件装置の設置場所に係る情報のほか、当該装置を構成する機能、性能、運用体制等の情報であって、公にすることにより、犯罪を企図する者等によって、当該装置の分析が容易となり、妨害等の対抗措置を執られるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

- 5 警察共通基盤システムによる被疑者写真照会業務における画像検索機能照会実施細則の制定について（通達）及び警察共通基盤システムによる被疑者写真照会業務における画像検索機能照会に関する運用内規の制定について

不開示部分	根拠規定	不開示理由
全ての不開示とした部分	東京都情報公開条例 第7条第4号	公にすることにより、本システムにおける照会機能の具体的な手法、着眼点等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者等が犯罪捜査に対する妨害等の対抗措置を執るなど、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

- 6 令和6年度 新規事業予算要求項目書

不開示部分	根拠規定	不開示理由
全ての不開示とした部分	東京都情報公開条例 第7条第4号	本件装置を構成する機能、性能、使用機器等の情報が記載されており、公にすることにより、犯罪を企図する者等によって、当該装置の分析が容易となり、妨害等の対抗措置を執られるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	東京都情報公開条例 第7条第6号	公にすることにより、犯罪を企図する者等によって、当該装置の分析が容易となり、妨害等の対抗措置を執られるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。